

貝塚市インターネットホームページ バナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、貝塚市有料広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱第4条の規定により、貝塚市インターネットホームページへのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 貝塚市インターネットホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）の基準は、要綱第3条に定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告料)

第4条 広告料は、貝塚市インターネットホームページ掲載バナー広告仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。

(広告の募集・作成等)

第5条 広告の募集、作成等に係る事務は、市と貝塚市インターネットホームページ掲載バナー広告取扱業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する広告代理店等（以下「広告代理店等」という。）への委託により行うものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する広告主は、市へ直接広告掲載を申し込む事ができる。

(1) 公共性、公益性の高い者

(2) 広告原稿を仕様書に定める方法により作成の上、仕様書に定める期日までに市に提出することができる者

(広告の申込)

第6条 広告代理店等は、広告を掲載しようとするときは、貝塚市インターネットホームページ掲載バナー広告申込書（以下「申込書」という。新規広告主の場合は、市税納付状況確認承諾書を添付のこと。）を仕様書に定める期日までに市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、申込書の提出を受けたときは、要綱第12条に規定する貝塚市有料広告事業審査委員会において内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、広告代理店等に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告代理店等は、広告原稿を仕様書に定める方法により作成の上、仕様書に定める期日までに市に提出するものとする。

2 広告代理店等は、広告原稿作成に必要な実費を広告主に別途請求できるものとする。

(広告料の納入)

第9条 広告代理店等は、広告を掲載した場合は、市が指定する期日までに広告料を一括して納入しなければならない。

(広告内容の責任)

第 10 条 広告の内容に関する責任は、広告代理店等及び広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を決定した後においても広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 委託契約に違反したとき。

(2) 市長の指示に従わないとき。

(3) 市の信用を傷つける行為があったとき。

(4) 広告代理店等の財産に対して、第三者から仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納による差押え又は自ら、若しくは第三者から破産、和議、会社整理、更正法等の申立てがあったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが不適切であると認めたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において既に納入済の広告料は、一切返還しないものとする。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附則 (平成 29 年 2 月 24 日改正)

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附則 (令和 2 年 1 月 31 日改正)

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。